

京都府入札監視委員会（令和元年度第1回）議事概要

開催日時及び場所	令和元年6月7日(金) 午後3時00分～午後5時00分 京都平安ホテル 平安		
出席委員氏名(職業)	委員長 安保嘉博(弁護士) 委員 末松千尋(京都大学経営管理大学院教授) 委員 壽崎かすみ(龍谷大学国際学部准教授) 委員 戸田圭一(京都大学経営管理大学院教授) 委員 山下信子(弁護士)		
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ(佃総務部副部長) 3 報告 平成30年度の入札・契約の実施状況について 4 議事 (1)入札及び契約手続の運用状況等について (2)抽出案件に関する入札経緯等について (3)次回抽出委員の選出等 (4)次回開催日程の調整 5 閉会 		
審議対象期間	平成30年12月1日～平成31年3月31日		
審議対象件数	[工事] 546件	[物品] 97件	[プロポーザル] 16件
内訳	一般競争入札	465件	86件
	指名競争入札	52件	4件
	随意契約	29件	7件
抽出案件	4件	1件	16件
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問		回答等
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会意見の内容	<p>○抽出案件に関する入札経緯等について</p> <p>委員会において、具申すべき特段の意見等はない。</p> <p>なお、各委員から出された意見・質問について、今後の入札契約執行の参考にするとともに、「公契約大綱」に基づいた取り組みを進められるよう努力願いたい。</p>		

別紙

3 報告

平成 30 年度の入札・契約の実施状況について

意見・質問	回答等
○特になし	

4 議事

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について

意見・質問	回答等
○特になし	

(2) 抽出案件に関する入札経緯等について

①木津川流域下水道洛南浄化センター建設工事（水処理施設）

…一般競争

意見・質問	回答等
<p>○一般競争入札と総合評価競争入札の組み合わせについて説明してほしい。</p> <p>○埋蔵文化財調査の写真があるが、京都という地域性から、工事において埋蔵文化財が想定外に発見された場合、高いコストが発生するように思う。こういった場合は工事の遅延などが想定されるが、どのように対応するのか。</p> <p>○3者によるJVを採用しているのは、大規模な工事であることから規模の大きい会社を代表者とし、地域の業者を構成員とするといった観点からなのか。</p>	<p>○資料1-9頁の入札公告(6)の落札者の決定方法、1-15頁の7総合評価に関する事項にあるとおり、予定価格の範囲内で評価値が最も高いものを落札者としています。各評価項目については1-17頁のとおりです。</p> <p>○埋蔵文化財がある地点というのはある程度把握されているため、発掘調査については本工事とは別で事前に行っています。調査が完了してから工事を進めていくという形になるため、工事スケジュールに影響が及ぶことはないと考えております。</p> <p>○そのとおりです。 大規模な工事であるため、代表者については技術力がしっかりと備わっている全国的なレベルの企業を求めています。構成員については、公契約大綱等で府内発注の原則を掲げていることもあり、本工事でも府内の業者で実施可能な部分もあるため、府内の業者が参加可能な要件にしています。</p>

②宮前千歳線地方道路交付金工事

…一般競争

意見・質問	回答等
○フレックス工期の試行工事とあるが、この試行工事は今後増加していくのか。	○そのつもりです。

意見・質問	回答等
<p>○フレックス工期について、業者からの評判はどのようなものか。</p> <p>○この案件について、フレックス工期の試行工事に選んだ理由は何か。</p> <p>○応札が一者で、落札率 99.98%である。応札者に対するヒアリングをしっかりとされたとのことだが、ヒアリングの結果の資料提供は可能か。</p> <p>○入札を辞退した業者に対してはヒアリングを行っていないのか。</p> <p>○今回の審議対象期間で落札率が 100%の案件ほどの程度あるのか。</p> <p>○災害復旧工事で落札率が高くなるのはなぜか。</p>	<p>○受注者のみならず、発注者からも評判は良く、今後増やしていきたいと考えています。</p> <p>○従前から技術者が不足している現状の中、特に技術者の不足が顕著になる年度末に契約する工事であることもあり、フレックス工期を採用することが適切だと判断したためです。</p> <p>○本件についてのヒアリング資料は、内容等調整の上、次回監視委員会で提出することとし、今後は同様の取扱いを検討してまいります。</p> <p>○本件のような特殊な工事については、そもそも参加者が少ないということもあり、辞退者へのヒアリングは行っていません。</p> <p>○10 件程度あり、そのうち災害復旧工事が 7 件です。</p> <p>○災害復旧工事は小規模な複数箇所を取りまとめて発注していることが多いため、施工効率が悪く利益があまり出ないことから、参加者も少なく結果として高落札につながりやすいと考えられます。</p>

③府立向日が丘支援学校ブロック塀撤去等工事

…指名競争

意見・質問	回答等
<p>○3-1の工事概要にて、「現行の建築基準法に適合しないものうち～」とあるが、こういった建築基準法に適合しないブロック塀はどの程度あるのか。</p> <p>○それらのブロック塀はどのくらいの期間で改修する予定なのか。また、その改修の優先順位等はどのようにつけるのか。</p>	<p>○倒壊の恐れはないものの、現行法令に合致しない既存不適格等のブロック塀は、府立学校では 36 校にありました。</p> <p>○道路に面するなど往来が多い場所については今年度中に改修を終える予定です。民間の土地と接する場所については、敷地境界関係の交渉等もあ</p>

意見・質問	回答等
<p>○学校のプールの周囲がブロック塀であるのは、外部から生徒が見られないようにするためだったと聞いているが、そういった場所についてもブロック塀の撤去のあと、今回のようなネットフェンスにする予定なのか。</p> <p>○工期について、3-2と3-5で異なっているが、どういうことか。</p> <p>○フェンスの納期が遅くなることは発注時点ではわからないのか。</p> <p>○多数の辞退は、工期が厳しいためだと感じたが、そうではないのか。</p>	<p>り、少し時間を要するものもあります。</p> <p>○見通しが利いても問題のない場所については、今回のようなネットフェンス等としますが、御指摘のとおり、プールなど外部から見えないようする必要のある場所については、目隠しとなるフェンスを設置する予定です。</p> <p>○大阪での地震を受けて、フェンスの発注が過多となっており、納期が2箇月ほどかかるという事情がありました。また、生徒が少ない春休みを活用して工事を行いたいという事情もあり、当初の工期を延長したということです。</p> <p>○業者が確定するまでは納期については不確定ですので、入札時点では通常の工期を示していました。</p> <p>○昨年度は災害が多数発生したことから発注過多となったため、また年度末でもあったため、参加者が少なくなったと考えています。</p>

④府営住宅小栗栖西団地（第3号棟ほか）既設昇降機設備改修工事

…随意契約

意見・質問	回答等
<p>○改修したエレベーターは全部で何台か。</p> <p>○見積はどこから徴取したのか。</p> <p>○予定価格より契約金額が低いということは、契約業者は見積より低い価格で契約したということか。</p> <p>○エレベーターの改修後のメンテナンスについては、どのようになるのか。</p> <p>○旧安全基準のエレベーターはどの程度あるのか。また、改修はどういった順番で行うのか。</p>	<p>○3台です。</p> <p>○契約業者から徴取しました。</p> <p>○参考見積をそのまま予定価格としているわけではなく、参考見積をもとに再計算して予定価格を算出したところ、予定価格より低い価格で本見積が提出されたものです。</p> <p>○メンテナンスは毎年製造業者が行っており、今回の工事でそのメンテナンス費が高くなるということはありません。</p> <p>○府営住宅では全部で84台あり、そのうち36台が改修済みです。年間8台ずつ改修を進めており、工事中の2週間エレベーターがストップする点に</p>

意見・質問	回答等
<p>○改修対象の府営住宅は高階層の建物というわけではないのか。</p> <p>○地震管制運転装置について、今回の工事でP波を感じるよう改修したと説明があったが、S波の感知については工事前から備わっていたのか。</p>	<p>ついて自治会と調整し、理解を得られた場所から改修を進めています。</p> <p>○5階建ての建物です。改修工事中の2週間については、階段に補助をつけるなどの対応により住民の生活にできるだけ影響が出ないようにしています。</p> <p>○そのとおりです。</p>

⑤マイクロフィルムリーダー

…一般競争

意見・質問	回答等
<p>○予定価格はどのように設定したのか。</p> <p>○特殊な機器かと思うが、これらの機器を扱う業者はどの程度いるのか。</p> <p>○情報のデジタル化が進む中で、このような古いシステムを維持する理由は何か。</p>	<p>○複数業者からの参考見積の平均価格で設定しました。</p> <p>○こちらで事前に調べたところ、画像を流し見しながら閲覧できる機種はこれのみだったため、それほど多くはないと思います。なお、入札時は同等品も可としています。</p> <p>○京都学・歴彩館では、新聞や古文書なども取り扱っていますが、新聞については記事によって著作権が異なるなど権利関係の課題が多く、デジタル化が難しい状況です。古文書についても、当館にある資料についてはデジタル化していますが、寺社などから収集したものについては当時の契約がマイクロフィルム形式で保存というものであったため、デジタル化できません。</p> <p>また、今回調達したものより新しい機種も検討しましたが、その都度ピント合わせをする必要があり、流し見しながら閲覧するという用途に不向きであると判断したものです。</p>

⑥ 原料原産地表示にかかる動画作成業務委託

…随意契約(プロポーザル)

意見・質問	回答等
<p>○府の意図にそぐわないような成果品が出てくる可能性があるように思うが、評価はどのようにされるのか。</p> <p>○成果品の動画については、外部有識者にも見てもらうのか。</p> <p>○成果品を外部有識者が見ないということであれば、作成された動画内の説明等が法的に正しいかどうかは誰がチェックするのか。</p> <p>○府職員がチェックするという事は、この委託業務は動画を作成してもらうだけなのか。</p> <p>○外部有識者は動画作成の専門性の観点から評価する上で適当と言えるのか。3名のうち、2名はどちらかといえば法的な正確性などの観点から評価する有識者のように思うが、どうか。</p> <p>○作成された動画については、実際に消費者に視聴されているのか。視聴を促すような工夫は何か行っているのか。</p>	<p>○作成段階で業者と協議・調整を重ねるため、成果品は府の意向が反映されたものとなります。</p> <p>○あくまで選定段階での外部有識者であるため、成果品について外部有識者の方に評価してもらうということはありません。</p> <p>○府では食品の表示に関する相談窓口も開設しており、法的に正確かどうかのチェックは職員が行います。</p> <p>○府の職員には、効果的な動画作成について専門性がないため、より優れた提案を行った事業者に委託するものです。</p> <p>○外部有識者3名については、食品表示の専門性の観点から1名、消費者目線からの観点で1名、広報の観点から1名で選定しています。</p> <p>○府のホームページで公表し、誰でも視聴できるようにしています。また、作成した動画については、今後、消費者を対象としたイベントや企画などで活用する予定です。動画作成業務は、お金をかければ有名人を起用するなどして幅広く視聴してもらえる傾向にあります。しかし、予算上の制約もあることから、限られた予算内でより良いものを作成してもらうため、プロポーザル方式を採用しました。</p>